

決議案第 5 号

公文書差し替え事案に係る一連の経過に関し真相究明、責任の明確化及び厳正な措置を求める決議案

公文書差し替え事案に係る一連の経過に関し真相究明、責任の明確化及び厳正な措置を求めることに関し、次のとおり決議する。

令和 8 年 7 月 1 日提出

守口市議会議員	小 鍛 冶	宗	親
同	高 島		賢

記

公文書差し替え事案に係る一連の経過に関し真相究明、責任の 明確化及び厳正な措置を求める決議

令和８年６月８日、市情報コーナーに設置されていた公文書が何者かにより差し替えられていたことが判明した。差し替えられた文書は、令和７年２月定例会において問題となった文書であり、当時の田中教育長は私文書であるとして非公開を主張したものの、その後、情報公開審査会の結論を受け、公開された文書である。

そもそも当該文書については、法制文書課長が本件非公開決定処分を維持することは困難であるとの見解を示していたにもかかわらず、瀬野市長はこれを採用せず、情報公開審査会の判断に委ねるとし、当時の田中教育長は非公開決定を維持した。その結果、市民の知る権利は不当に制限され、情報公開制度の趣旨は著しく損なわれた。その後、情報公開審査会により、非公開決定処分は取り消すことが妥当であると判断されたことは、当時の行政判断が適正性及び妥当性を欠いていたことを強く示すものである。それにもかかわらず、瀬野市長は今日に至るまで、その判断過程及び意思決定について、市民及び議会に対し十分な説明責任を果たしていない。

さらに、本件では、公文書が何者かによって差し替えられるという、情報公開制度の根幹を揺るがす前例のない重大事案が発生した。

加えて、教育長退任後、既に私人となっていた田中元教育長が教育委員会事務局職員に対し、当該文書が差し替えられていた事実を確認させるとともに、その事実を市内部へ報告しないよう指示し、当該職員はその指示に従い、上等等への報告を行わなかったことが明らかとなっている。これは、私人の指示が行政組織の指揮命令より優先されたことを意味する極めて異常な事態であり、地方公務員法に定める全体の奉仕者としての責務、法令等を遵守する義務及び職務専念義務を著しく逸脱するものである。行政組織として到底看過できるものではなく、市民の市政に対する信頼を著しく失墜させた責任は極めて重い。

本件文書については、当時の田中教育長という教育委員会の最高責任者の一存により、公文書であるにもかかわらず非公開とされたこ

とが疑われ、また、当該文書の取得についても関係者の発言から不可解な点が確認され、ついには市情報コーナーに設置された公文書が差し替えられるという極めて不自然な経過をたどり、異常事態に陥っている。

この一連の経過を総合すれば、瀬野市長、当時の田中教育長及び教育委員会の対応は、本件文書を市民及び議会の監視から遠ざけようとしていたのではないかと疑念を強く抱かせるものであり、市民の知る権利を侵害し、情報公開制度に対する市民の信頼を根底から損なうものである。また、公文書が差し替えられていた事案に係る教育委員会事務局職員の行動は、本市行政の公正性及び信頼性を著しく失墜させた極めて重大な事案である。

よって、守口市議会は、市及び教育委員会に対し、下記事項について厳正に対処するよう強く求める。

記

- 1 警察による捜査に全面的かつ誠実に協力し、一切の情報を隠すことなく提供すること
- 2 本件に関する全ての事実関係、意思決定過程及び関係者の関与について徹底した調査を行い、その結果を速やかに市民及び議会へ公表すること
- 3 瀬野市長、当時の田中教育長、教育委員会事務局その他本件に関与した者について、その関与の実態を踏まえ、政治的責任及び行政上の責任並びに個別の責任関係を明確にした上で、適正かつ厳正な措置を講ずること
- 4 地方公務員としての服務規律及び法令遵守を徹底し、市民の信頼回復に全力を尽くすこと

以上、決議する。

令和 8 年 7 月 1 日

守 口 市 議 会